

6 提出書類

記入要領については、P23～P29 を参照。黒のボールペン（消せるボールペンは不可）を用い、かい書で丁寧に記入してください（「入力支援フォーム」（Excel 形式）を使用して作成した場合を除く）。

	提出書類	提出にあたっての注意事項等	提出
1	受験申込書 （介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書） 証紙納付書	- 必要事項を正確に記入してください。 - 試験手数料として、証紙納付書の所定欄に 9,700 円分の<u>香川県証紙</u>を貼付してください。 ※収入印紙と間違えないこと。 なお、この証紙には、消印をしないでください。 <u>（小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者に限り、香川県証紙に代えて額面 9,700 円の郵便為替を同封して、申し込むこともできます。）</u>	全員提出
2	顔写真	申込前 6 か月以内に、無背景、無加工、無帽正面向きで上半身を撮影した縦 4.5cm、横 3.5cm のもの。写真が不鮮明で人物特定が困難なものは不可です。 ※写真の裏面に氏名・撮影年月を記入すること。	全員提出
3	実務経験証明書 （様式 1）	- 証明者は受験申込者が勤務している（していた）施設、事業所の長、法人の代表者等、証明権限を有する方です。 <u>受験申込者本人が記入したものは無効となります。</u>（証明者（代表者）が受験申込者本人の場合を除く。） 1 か所の証明書では従事期間が受験資格要件に満たない場合は、様式を必要枚数ダウンロードし、要件を満たす証明書の交付を受けてください。 ※実務経験期間の日換算については、1 日の勤務時間が短い者の場合についても 1 日勤務したものとみなします。 ※施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等により、必要な内容がすべて確認できる場合のみ実務経験とみなすことがあります。 【実務経験証明書を見込みで提出する場合】 必要な実務経験期間は、<u>試験日前日までに</u>満たしていればよいものとなっています。 <u>見込証明書を提出した方は、令和 7 年 10 月 17 日（金）までに、改めて確定した実務経験証明書を提出してください（必着）。</u>この実務経験証明書が、期日までに提出されない場合には、受験資格を満たさなかったものとして、実務研修受講試験は無効となります。	全員提出 （特例措置希望者を除く）
4	勤務日内訳表 （任意様式）	登録ヘルパー等で、複数の訪問介護事業所での従事期間が重複している場合には、個々の事業所での勤務日が分かるような勤務日内訳表（任意様式）の添付が必要です。	該当者

	提出書類	提出にあたっての注意事項等	提出
5	資格免許・登録証等の写し	・法定資格を有する者（P4）は、その資格に係る免許等の写しを添付してください（戸籍の変更等により免許取得年月日等の裏書きがある場合は、必ず裏面も含めて写しをとってください）。 ・対象となる法定資格等が複数ある場合、それぞれ写しを提出してください。 ※ 必要に応じ縮小・拡大コピーをし、全てA4版にて提出。 【法定資格免許証等の再発行手続中で提出する場合】 ・免許証等の再発行手続中であることを証明する書類（再発行申請書（受付印があるもの）控え等）を受験申込書に添付してください。 ・令和7年10月17日（金）までに、免許等の写しを提出してください（必着）。期日までに提出されない場合には、受験資格を満たさなかったものとして、実務研修受講試験は無効となります。	該当者
6	団体概要及び市区町村ボランティアセンター等への登録書類	ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている方については、当該団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を添付してください。	該当者
7	開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等	実務経験証明書の証明者と受験申込者が同一の場合は、本人が発行した実務経験証明書にあわせて、開業許可書等、客観的に証明できる書類の写しを添付してください。 ただし、社会福祉士や介護福祉士のようにその業務を行うに当たり許可、認可、届出制がなく、これらの書類を提出できない場合には、定期的（月次、年次）報告書や業務日誌も証明書類とすることができます。	該当者
8	戸籍謄本、戸籍抄本（原本）	婚姻等により、現在の氏名が免許状及び実務経験証明書等に記載された氏名と異なる場合は、同一人であることを証明する書面（戸籍謄本又は抄本）を添付してください。	該当者

書類提出の特例措置	実務経験確認書類の提出に関する特例措置（Q&A P21 参照）
	・過去3年間（令和4年度～令和6年度）に、香川県に実務経験確認書類を提出の上、受験票の交付を受けた者のうち、受験資格に変更のない者については、実務経験確認書類の提出を省略することができます。 - 実務経験確認書類等を見込みで提出した場合は、確定した書類を提出した者に限ります。 - ただし、この場合であっても、後日必要書類の提出を求められることがありますので、ご承知おきください。 - なお、令和4年度～令和6年度受験時以降において、氏名に変更があった場合は、戸籍謄本又は抄本を提出してください。 ・この特例措置を希望する場合は、介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書の「実務経験確認書類に関する特例措置」の欄に数字の「1」（希望する）を記入し、該当する受験年度（令和4年度～令和6年度のいずれか）を記入してください。

7 身体障害者等受験特別措置の実施

身体機能に著しい障害のある受験者は、希望により特別措置を行います。

介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書の「身体障害者等受験特別措置の希望」の「希望する」欄に○印を記入するとともに、別途申請が必要となりますので、早めにご相談ください。

8 個人情報の取扱い

受験申込書及び受験者データに記載された受験者に関する個人情報は、香川県が厳重に保管し、介護支援専門員実務研修受講試験実施のために使用するほか、以下の目的のために、指定研修実施機関である「公益財団法人かがわ健康福祉機構」に提供します。

- ①介護支援専門員実務研修の実施案内の送付
- ②介護支援専門員実務研修の講義準備
- ③介護支援専門員実務研修の実習の実施
- ④介護支援専門員実務研修の修了証明書の交付